

相模原市ワーケーション推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域における平日の観光需要及び交流人口の増加を図るため、ワーケーションの提供を行う事業者が当該ワーケーションのプランの造成及びリモートワークの環境整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、その地域ならではの活動等を行い、チームビルディングなどに資する柔軟な働き方をいう。
- (2) 中山間地域 相模原市緑区の津久井地区、相模湖地区及び藤野地区をいう。
- (3) ワーケーション提供施設 インターネットなどの情報通信ネットワーク等の設備が整備されたワーケーションの提供を行う施設をいう。
- (4) 創業 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始している、又は新たに法人設立登記を行い事業を開始していることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、規則第5条第2項の規定による交付の決定を受けた日から同年度の3月31日(以下「補助対象期間」という。)までに実施するものとする。

2 相模原市内のワーケーション提供施設において提供するワーケーシ

ョンのプランの造成やリモートワークの環境整備等に要する経費で、別表 1 のいずれかに該当するものとする。

- 3 前項のリモートワークの環境整備等に要する経費は、ワーケーションのコンテンツの提供に資する環境整備に限る。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、中山間地域でワーケーションを提供する事業者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請をする時点において創業していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 本市が行うワーケーションに係る情報発信に協力できること。
- (4) 自己の所有でない店舗等に対して工事を実施する場合には、所有者との調整が済んでいること。
- (5) 別表 1 に掲げる事業と同一事業について、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。(申請者の住所及び代表者が同一の場合は、別法人、別事業者であっても同一事業者とみなす。)
- (6) 同一の補助事業について、本市を含む、国や県等の補助金を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (2) 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員
- (3) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当する者がいるもの。
- (4) 法令等に違反する活動を行っているもの。
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補

助事業を実施するために必要な経費であり、第7条第3項に基づく通知以前に執行した経費は補助対象としない。

- 2 補助対象経費の範囲は別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が店舗等を自ら工事する場合や、自社で取り扱っている物品等を購入する場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1の規定により算出した額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助事業の選定)

第7条 補助事業は、公募により選定するものとする。

- 2 補助を受けようとする事業者は、補助事業の概要等を記載した資料を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により提出された資料をもとに、補助事業を選定し、その結果を通知するものとする。
- 4 公募の方法及び補助事業の選定については、別に定めるものとする。

(交付の申請)

第8条 前条の公募において、補助事業として採択された場合のみ補助金の交付の申請をすることができるものとする。

- 2 規則第4条第1項の市長の定める期日は、別に定めるものとする。
- 3 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 誓約書及び同意書(第2号様式)

(3) 前条の公募において補助事業の採択を決定した通知書の写し

(4) 市外在住の個人事業主にあつては、在住の市区町村で発行された納税証明書(未納の税額がない証明等)

- (5) 補助事業の内容及び金額が分かるカタログ又は申請者宛に発行された見積書の写し
- (6) 工事の申請にあつては工事前の状態が確認できる写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 規則第4条第2項の規定により省略する書類は、「収支予算書」とする。

(交付の決定に係る審査)

第9条 市長は、規則第5条第1項に規定する審査に当たり、申請内容について資料の追加が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加を求めることができる。

2 規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、規則第5条第2項に規定する補助金等交付決定通知書を受け取った日から14日以内とする。

(計画変更の承認等)

第11条 申請者は、規則第10条第1項の規定による申請を行うときは、補助金変更承認申請書(第5号様式)に第8条第3項各号及び規則第4条第1項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、欠品による購入物品等の変更や販売価格の変更による補助対象経費の変更等については、第8条第3項各号及び規則第4条第1項各号に定める書類の提出を省略することができるものとする。

2 前項の申請において、変更を承認すべきものと認めたときは、補助金変更承認決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請において、規則第5条の規定により決定した補助金の交付額は増額できないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の市長の定める期日は、別に定めるものとする。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業実績報告書(第7号様式)

(2) 補助対象経費の支出を証する書類

(3) 物品等の購入、工事後の内容が確認できる写真

(4) 補助金等交付決定通知書又は補助金等交付決定取消(変更)通知書の写し(規則第10条第4項により変更の決定を受けた場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第14条第3項の規定により省略する書類は、「収支決算書」とする。

(補助金等の額の確定等に係る審査)

第13条 市長は、規則第15条第1項に規定する審査に当たり、報告内容について資料の追加が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加を求めることができる。

(交付の請求)

第14条 規則第18条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、補助金交付請求書(第8号様式)とする。

2 規則第18条第2項の規定により省略する書類は、「補助金等の額確定通知書の写し」とする。

(財産の管理等)

第15条 規則第5条第2項の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象経費により取得し、又は効用の増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付

の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第23条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、取得価格の単価又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第23条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

3 交付対象者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、交付対象者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類等の保管)

第16条 交付対象者は、補助事業に係る全ての関係書類を5年間保管しておかなければならない。

(成果の普及)

第17条 交付対象者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項第 5 号、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
ワーケーションのプランの造成に関する事業	プランの開発に関する経費（備品・消耗品・モニターツアーなど）、専門家等の派遣に関する経費	2 / 3	75 万円
リモートワークの環境整備に関する事業	Wi-Fi・電源整備やプロジェクター設置等のリモートワーク環境の充実に関する経費、情報発信に関する経費（ホームページ、広告など）	3 / 4	